

愛知学院大学大学院博士課程（後期）単位取得満了者の
標準修業年限を超える在学延長に係る学納金の減免に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、大学院の博士後期課程または博士課程に標準修業年限を超えて在学し、課程博士論文の提出を予定する者が研究に専念できるように援助するための学納金の減免について定めるものである。

（対象）

第2条 対象者は、本大学院博士後期課程において3年または博士課程において4年在学し、所定の科目または単位を修得し、さらに博士論文の指導を受けるために在学を延長する者とする。なお、博士後期課程においては、博士候補者試験に合格した者とする。

（履修登録）

第3条 対象者は、講義、演習及び研究指導の履修登録をすることはできない。

（減免額）

第4条 減免額は、対象者の入学年度における本学大学院学則に定める最終学年の授業料の100分の90の額及び教育充実費の全額とし、春学期と秋学期の学納金納入時に減免する。

（申請）

第5条 在学の延長を希望する者は、所定の期日までに在学期間延長申請書および指導教員の同意書を在籍する研究科の科長に年度ごとに提出しなければならない。

（承認）

第6条 前項の申請があった場合は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会にて承認する。

（期間）

第7条 本学大学院学則第3条第2項に定める年限を超えて在学することはできない。

- 2 延長期間を経過しても学位を取得することができない場合は、在学期間満了となり、単位取得満期退学となる。
- 3 延長期間中に退学を申し出たうえで許可を得た場合は、単位取得満期退学となる。

（適用除外）

第8条 本規程の適用を受ける者のうち外国人留学生に対しては、別に定める「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部外国人留学生の学納金減免に関する規程」との重複適用は行わないものとする。

- 2 本規程の適用を受ける者に対しては、別に定める「愛知学院大学大学院研究助成規程」の適用は行わないものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学内理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月31日以前の入学者についても適用する）
2. この規程の施行により「愛知学院大学大学院博士課程（後期）単位取得満了者の標準修業年限を超える在学延長に係る授業料の減免に関する内規」（平成23年4月1日制定）は、廃止する。